

一宮市告示第 3 2 7 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 4 3 条において準用する地方
税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により、納入通知書
（介護保険料額決定通知書）兼特別徴収（仮徴収）開始通知書を送達します。

なお、これらの送達文書は、一宮市福祉部介護保険課で保管しており、申
出によりいつでも交付します。

令和 7 年 7 月 4 日

一宮市長 中 野 正 康

公示送達対象者一覧

[illegible]